

令和3年度

教育委員会定例会
(1月)

令和4年1月11日(火)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日時 令和4年1月11日(火) 午後3時
場所 教育長室

1 開会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議事

議案第26号 鹿屋市立高等学校学則の一部改正について (P 2)

5 報告

(1) 令和3年12月鹿屋市議会定例会の一般質問について (P 8)

(2) 学校教育実践発表会について (P16)

(3) 令和4年鹿屋市成人式について (P18)

(4) 令和3年度人権問題講演会について (P19)

6 動議の討論等

7 その他

8 閉会

議案第26号

鹿屋市立高等学校学則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和4年1月11日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

公立高等学校の様々な様式の統一化が進んでいる状況の中、公立高等学校である鹿屋市立鹿屋女子高等学校も鹿児島県立高等学校学則に準じた様式を使用することにより、入学試験等に係る業務を円滑に行う環境を整えるため。

鹿屋市立高等学校学則の一部を改正する規則

鹿屋市立高等学校学則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第18条中「所定の」を削り、「別記第2号様式又は別記第2号の2様式」を「鹿児島県立高等学校学則（昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号）に規定する様式の例による。」に改める。

第19条第1項中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改める。

別記第2号様式及び別記第2号の2様式を削り、別記第3号様式中「保証人氏

名 印 を「保証人氏名 印 に、
（自筆の場合、押印不要）」

「

ふりがな 氏名		性別		年 月 日生
------------	--	----	--	--------

」を

「

ふりがな 氏名		年 月 日生
------------	--	--------

」に改め、

同様式を別記第2号様式とする。

附 則

この規則は、令和4年1月11日から施行する。

鹿屋市立高等学校学則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市立高等学校学則 平成18年1月1日教育委員会規則第15号</p> <p>(入学願書)</p> <p>第18条 入学志願者は、入学願書(鹿児島県立高等学校学則(昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号)に規定する様式の例による。)に入学検定料を添えて、最後に在学した学校の校長を経て、校長に願出しなければならない。</p> <p>(誓約書)</p> <p>第19条 入学を許可された者は、入学後10日以内に保護者及び保証人連署の上、誓約書(別記第2号様式)を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 保護者は、次の資格を有するものでなければならない。ただし、校長において不相当と認めるときは、これを変更させることができる。</p> <p>(1) 本人の父母、兄弟、後見人又は縁故者</p> <p>(2) 成年者で独立の生計を営むもの</p> <p>3 保証人は、成年者で独立の生計を営むものでなければならない。ただし、校長において不相当と認めるときは、これを変更させることができる。</p> <p>4 保護者又は保証人を変更したときは、第1項に準じて誓約書を提出しなければならない。</p> <p>5 生徒、保護者又は保証人の住所氏名等に変動があったときは、保護者連署の上、直ちに校長に届け出なければならない。</p>	<p>○鹿屋市立高等学校学則 平成18年1月1日教育委員会規則第15号</p> <p>(入学願書)</p> <p>第18条 入学志願者は、<u>所定の</u>入学願書(別記第2号様式又は別記第2号の2様式)に入学検定料を添えて、最後に在学した学校の校長を経て、校長に願出なければならない。</p> <p>(誓約書)</p> <p>第19条 入学を許可された者は、入学後10日以内に保護者及び保証人連署の上、誓約書(別記第3号様式)を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 保護者は、次の資格を有するものでなければならない。ただし、校長において不相当と認めるときは、これを変更させることができる。</p> <p>(1) 本人の父母、兄弟、後見人又は縁故者</p> <p>(2) 成年者で独立の生計を営むもの</p> <p>3 保証人は、成年者で独立の生計を営むものでなければならない。ただし、校長において不相当と認めるときは、これを変更させることができる。</p> <p>4 保護者又は保証人を変更したときは、第1項に準じて誓約書を提出しなければならない。</p> <p>5 生徒、保護者又は保証人の住所氏名等に変動があったときは、保護者連署の上、直ちに校長に届け出なければならない。</p>

鹿屋市立高等学校学則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																						
<p>削除</p>	<p>第2号様式（第18条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">鹿屋市立鹿屋女子高等学校長 様</p> <p style="text-align: right;">本人氏名 保護者氏名</p> <p style="text-align: center;">入 学 願 書</p> <p>貴校 課程 科第 学年に入学を志願いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1167 724 2074 1203"> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本人</td> <td>ふりがな 氏 名</td> <td></td> <td>性 別</td> <td></td> <td>年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保護者</td> <td>ふりがな 氏 名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table>	本人	ふりがな 氏 名		性 別		年 月 日生	現住所					保護者	ふりがな 氏 名					現住所				
本人	ふりがな 氏 名			性 別		年 月 日生																	
	現住所																						
保護者	ふりがな 氏 名																						
	現住所																						

鹿屋市立高等学校学則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>削除</p>	<p>第2号の2様式（第18条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">鹿屋市立鹿屋女子高等学校長 様</p> <p style="text-align: right;">本人氏名 保護者氏名</p> <p style="text-align: center;">入 学 願 書（第二次入学者選抜用）</p> <p style="text-align: center;">貴校 課程 科第 学年に入学を志願いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1167 711 2040 1002"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">本人</td> <td>ふりがな氏名</td> <td></td> <td>性別</td> <td></td> <td>年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">保護者</td> <td>ふりがな氏名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">出 願 資 格 証 明</p> <table border="1" data-bbox="1167 1058 2040 1174"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">第一次入学者選抜における受検校、学科及び受検番号</td> </tr> <tr> <td>受検高校・学科</td> <td>高校</td> <td>学科</td> <td>受検番号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記受検校の記載事項に相違ないことと、第二次入学者選抜の出願資格を有していることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">中学校長 氏 名 印</p>	本人	ふりがな氏名		性別		年 月 日生	現住所					保護者	ふりがな氏名					現住所					第一次入学者選抜における受検校、学科及び受検番号				受検高校・学科	高校	学科	受検番号
本人	ふりがな氏名			性別		年 月 日生																									
	現住所																														
保護者	ふりがな氏名																														
	現住所																														
第一次入学者選抜における受検校、学科及び受検番号																															
受検高校・学科	高校	学科	受検番号																												

鹿屋市立高等学校学則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後				改正前			
第2号様式 (第19条関係)				第3号様式 (第19条関係)			
<p>誓 約 書</p> <p>生徒氏名</p> <p>このたび貴校へ入学を許可されました上は、生徒としての本分に反しないことを誓います。</p> <p>本人に関する一切の責任は、保護者及び保証人において引き受けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>生徒氏名 印</p> <p>保護者氏名 印</p> <p>保証人氏名 印</p> <p>(自筆の場合、押印不要)</p> <p>鹿屋市立鹿屋女子高等学校長 氏 名 様</p>				<p>誓 約 書</p> <p>生徒氏名</p> <p>このたび貴校へ入学を許可されました上は、生徒としての本分に反しないことを誓います。</p> <p>本人に関する一切の責任は、保護者及び保証人において引き受けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>生徒氏名 印</p> <p>保護者氏名 印</p> <p>保証人氏名 印</p> <p>鹿屋市立鹿屋女子高等学校長 氏 名 様</p>			
生	ふりがな氏名		年 月 日生	生	ふりがな氏名	性別	年 月 日生
徒	現住所			徒	現住所		
保 護 者	ふりがな氏名		年 月 日生	保 護 者	ふりがな氏名	性別	年 月 日生
	現住所				現住所		
	生徒との関係				生徒との関係		
保 証 人	ふりがな氏名		年 月 日生	保 証 人	ふりがな氏名	性別	年 月 日生
	現住所				現住所		
	生徒との関係				生徒との関係		

1	道路整備・道路の安全対策について	議員名	市来議員
<p>【質問の要旨】 ○通学路の危険箇所をどのように把握し、どのような対策を講じているのか。</p>			
<p>【答弁の要旨】 ○本市では、平成26年3月に策定した「鹿屋市通学路交通安全プログラム」に基づき、児童生徒の通学路の安全確保に向けた取組を行っている。 具体的には、毎年度、各学校のスクールゾーン委員会等で検討された危険箇所の報告を受け、警察や道路管理者を含めた「通学路安全推進会議」で合同点検を行い、対策等を協議・検討の上、関係機関等への要望を行うとともに、学校における安全指導を行っている。</p> <p>現在、千葉県八街（やちまた）市の事故を受けて9月に実施した通学路合同点検の結果も含めて、96箇所の危険箇所を把握している。 これらの危険箇所については、10月に開催した「第2回鹿屋市通学路安全推進会議」において、それぞれの箇所について必要な対策を協議・検討し、各関係機関に要望した。</p> <p>これまでに実施した対策の具体例としては、グリーンベルトの設置、クロスマークや強調表示の設置、交差点のカラー舗装化、「学童注意」などの路面標示の設置、横断歩道や一旦停止等の規制標示の引き直し、30km規制区間の延長などがある。 ゾーン30の区域においては、 ・ゾーン30入口路面標示（11箇所）、時速30kmの規制標識（11箇所）、シンボル看板（9箇所）の設置 速度抑制対策として、 ・交差点のカラー舗装化（1箇所）とクロスマーク（6箇所） ・路側帯のカラー化（グリーンベルト）（L=312m [2路線] ・外側線の明確化（L=1,357m [3路線] ・通学路（文字）路面標示（4箇所） などの取組を実施したところです。</p> <p>一方、各学校では、把握した危険箇所を自校で作成している危険箇所マップに記載するなどして保護者へ周知を図るとともに、児童生徒等に対する安全教育の充実、通学路の変更の検討といった対策に加え、日頃から、スクールガード・リーダーをはじめとする多くのボランティアの方々に、児童生徒が安全に登下校できるよう見守り活動などをしていただいている。</p>			

2	学校の校則について	議員名	柴立議員
<p>【質問の要旨】 ○校則はどうあるべきと考えるか。 ○文部科学省は校則の見直しを通達しているが各学校に伝わっているか。 ○校則を改定していく場合、生徒の意見が尊重されるべきと考えるがどうか。 ○学校教育の中で、校則を含め自由な議論ができる場が必要と考える。今の校則では、画一的な考えをするように求められているように思われるがどうか。</p>			
<p>【答弁の要旨】 ○校則は、児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定のきまりが必要であり、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことだと考えている。 具体的な内容については、文部科学省の「生徒指導提要」に服装、頭髪、所持品、校内外の</p>			

生活に関することなどが、例示されており、これらを参考にするとともに学校種や児童生徒の実情、地域の状況、校風など各学校がその特色を生かしながら創意工夫して定めている。

○本市では、平成30年度に中学校を中心に、一斉に校則の見直しを指導した。また、本年5月には、県教育委員会からの校則見直しに係る通知を受け、各学校に指導した。また、6月には、文部科学省からの見直し等の取組事例を各学校に届け、改めて指導したところです。

○校則の見直しに当たっては、児童会・生徒会などで、主体的に話し合う機会を設けて考えさせたり、PTAにアンケートをしたりして、必要に応じて、あるいは学習の一環として計画的に見直しを行うこととしている。児童生徒や保護者が何らかの形で参加することは、校則を形骸化させ、画一的なものになることを防止し、校則に対する理解を深め、守っていこうとする態度を培うものと考えている。

教育委員会としては、校則が子どもの発達や健全な成長において重要な役割を果たすものであることから、子どもの実態や保護者の願いなどを考慮しながら、各学校が、積極的に校則の見直しに取り組むように今後も指導していく。

3	学習用タブレット端末配備に伴うトラブルについて	議員名	東議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>○全国の小中学校で、学習用タブレット端末利用によるトラブルが報じられている。本市でのトラブル事例は報告されているか。</p> <p>○文部科学省は、本年3月「情報モラル教育の充実」を呼びかけると同時に、教育現場での適切な管理、運用も求めている。本市での対応はどうか。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>○先般、県外で学習用タブレットのチャット機能を使っていじめが行われるという事案があったが、その一因として、児童全員が同じパスワードを使用していたことが報じられた。本市では、児童生徒一人ひとりに異なるID、パスワードを割り当てて情報セキュリティを確保するとともに、他人になりすましログインして、書きこみや会話などによるトラブルがないよう、チャット機能は使用できない設定としている。現在、報じられているようなトラブル事案はない。</p> <p>○これからのデジタル社会で生きていく子どもたちは、ICT機器を活用しながら、自分で考え、自分で判断して、行動することが求められており、情報モラル教育の充実はますます重要になると認識している。</p> <p>そのようなことから、本市では本年3月の文部科学省からの通知を受け、</p> <ul style="list-style-type: none">・3月に、「鹿屋市GIGAスクールに関する資料」の作成、配布・7月には、情報教育担当者研修会での情報モラル、セキュリティに関する指導事例と教材紹介・10月には、児童生徒及び保護者向け「端末利用についてのリーフレット」作成、配布などを行い、タブレット端末の管理や運用、情報モラルに関する周知・指導を行ったところです。 <p>また、今後は、ICT活用研究協力校である笠野原小学校で、国が推奨する情報モラル教材を利用した取組実証を行い、その成果をもとに各学校に広げていきたいと考えている。</p> <p>なお、各学校では、教科や総合的な学習の時間に情報モラルについて学ぶとともに、タブレットを使用する際には、担任が指導している。</p> <p>具体的には、メールやSNSによる「からかい」、「誹謗中傷」、「著作権」、「個人情報の取扱い」などについて考えることを通して、正しいICT機器の使い方や情報の活用について学習を深めている。</p> <p>教育委員会としては、情報モラルの育成は、学校だけではなく、保護者と協力して行っていくことが不可欠だと考えており、情報のよき使い手となる資質、能力の育成に向けて、学校、家庭と連携しながら、その充実に努めていく。</p>			

4-1	G I G Aスクール構想で始まったタブレットの活用について	議員名	中馬議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>○タブレットをどのように活用しているか、その状況を示されたい。 ○家庭での活用はどうか、また、オンライン授業の成果と課題は何か。 ○教職員のスキルアップのための校内研修等はどのような内容か。 ○G I G AスクールサポーターやI C T支援員の配置や活動状況を示されたい。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>○現在、<u>小中学校ともに、ほぼ全ての教科でタブレットを活用した授業が行われている。</u> 具体的な活用例としては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援アプリ（ロイロノート）で子供同士の回答を共有し、相互に意見を交換することで学びを深める活動 ・インターネットやQRコードで集めた資料による調べ学習 ・録画機能を使って、実験や発表の様子を撮影し、考察や振り返りに役立てる活動 ・一人ひとりの習熟に応じたA I型ドリル教材の活用 <p>などがあり</p> <p>また、<u>特徴的な活用例としては、いくつかの学校で他校や他県との交流授業なども行っている。</u></p> <p>○<u>オンライン授業については、9月にI C T活用研究協力校の田崎小の6年生1クラスを対象に、23人は自宅においてオンラインで、10人は学校に登校して通常の形で授業を行い検証しました。</u></p> <p>成果としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅でオンライン学習している児童も、先生からの指示や説明を聞いてノートにまとめたり、分からないところは質問したりするなど双方向による授業ができたこと ・オンラインでも、複数のアプリを使用し、ある程度学習内容を進められたこと <p>などがある。</p> <p>一方、主な課題としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭における通信環境が様々であり、通信トラブルが発生した場合の対応が難しいこと ・オンライン授業を行う際は、児童と教師間での接続テストやアプリ操作方法の習得など新しいスキルを身に付ける必要があること ・学習の内容や方法について事前に保護者と連携する必要があること <p>などが挙げられます。</p> <p>このようなことから、各学校ではオンライン学習に向けての準備や訓練を行うこととしており、<u>現在、家庭におけるタブレットの活用については、例えば、音読の様子を録画したり、授業の資料を宅習でまとめたり、ドリル教材に取り組んだりするなどオフラインによる活用を推奨している。</u></p> <p>○<u>校内研修等については、昨年度、指導主事が全小中学校でタブレットの実技研修を行った。</u> また、本年度4月から6月にG I G Aスクールサポーターによる操作研修を、7月には、各学校の核となる情報教育担当者の研修会を実施した。9月からは、これらの研修を受けた教職員が中心となり、学校ごとに校内研修を実施し、タブレットの日常的な活用方法や授業における効果的な活用についての研修を行っているところです。</p> <p>○<u>G I G Aスクールサポーター及びI C T支援員については、現在、5人配置し、市内小中学校35校を定期訪問しながら、児童・生徒及び教職員が学習用タブレット等を有効に活用できるようなサポート体制を整えているところです。</u></p> <p><u>教育委員会としては、令和3年から5年までを活用・開始期とし、全学校で「タブレットの日常的な活用」を積み重ね「タブレットの効果的な活用」を目指すこととしており、今後とも、G I G Aスクールサポーターによる個別対応相談研修や指導主事による授業づくり研修を継続し、教職員のI C T指導力向上に努めていく。</u></p>			

4-2	発達障がいの早期発見と早期療育について	議員名	中馬議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>○発達障がいの支援として、通級指導を必要とする児童生徒の推移と課題。</p> <p>○特別支援学校、幼稚園・保育園、発達支援事業所などの関係機関との連携。</p> <p>○特別支援教育に関わる教員の専門性の育成について、見解を示されたい。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>○通常の学級に在籍しつつ、言葉や読み書きに関することなど、特別な指導を受けるために通級指導教室へ通う児童生徒数は、令和元年度が81人、2年度が84人、3年度が98人となっており、令和3年度における、本市の全ての児童生徒数に対する割合は、1.03%となっている。</p> <p>また、特別支援学級に在籍している児童生徒数は、令和元年度が360人、2年度が424人、3年度が489人となっています。令和3年度における、本市の全ての児童生徒数に対する割合は、5.14%となり、特別な学びの場を利用する児童生徒数は年々増加し、児童生徒一人一人の教育的ニーズも多様化している。</p> <p>○次に、特別支援学校との連携については、特別支援学校の教職員が各小・中学校を訪問し、相談活動等を行う巡回相談では、児童生徒に対するよりよい支援の在り方等について、より専門的な立場から助言等をもたらしている。</p> <p>また、本市が行う就学前の教育相談では、その相談員として、特別支援学校の教職員に協力をもらっている。</p> <p>○次に、幼稚園、保育園との連携については、各小学校で入学前後に連絡会を開くとともに、支援を必要とする幼児に関しては、一人一人の実態や支援の在り方等を移行支援シートの中に整理してもらい、それを提供していただいている。</p> <p>また、小学校の教職員が幼稚園、保育園を訪問し、行動面の観察や園の先生方と情報交換を行い、入学前からの実態把握にも努めている。</p> <p>○次に、発達支援事業所等との連携については、個別の教育支援計画を作成する時などに、話し合いの場を設け、支援目標を共有したり相互の役割分担を明確にしたりできるよう取り組んでいる。</p> <p>○次に、本市の特別支援学級担任のうち、特別支援学校教諭免許状の所有者は、令和3年度で25.5%となっている。この状況を踏まえ、特別支援学級等を初めて担任する教職員に対し、県教育委員会が年度初めに研修会を開くとともに、市教育委員会では、特別支援学級担当者向けの研修会を年に2回行っている。</p> <p>教育委員会としては、特別な学びの場を利用する児童生徒が年々増加し、多様化する教育的ニーズに対し、適時かつ的確に対応できるよう、引き続き、研修の充実を図っていきたいと考えている。</p>			

5-1	鹿屋女子高等学校について	議員名	岩松議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>○部活動を強化し、これなら鹿屋女子高だというものを何か一つ作り、市外へ進学する生徒を市内へ進学させられないか。</p> <p>○鹿屋体育大学への進学者を育てることはできないか。女子高から体育大学へ進学する道ができることで、市内の中学生を女子高へ進学させることにつながるのではないか。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>○児童生徒が減少する中、県内の多くの学校で定員割れが見られている状況にあり、鹿屋女子高等学校においては、平成28年度に「鹿屋女子高等学校みらい創造プラン」を策定し、これまで特色と魅力ある学校づくりを推進している。</p> <p>その結果、新入学生の定員充足率は、平成31年度は76.0%、令和2年度は80.0%、令和3年度は83.5%と、100%には届かないものの、年々増加。</p>			

主な取組として、生徒の多様な進路実現のため、外部の人材を活用し、学科の枠を超えて授業を受ける総合選択制の導入や、Wi-Fi環境を整備した新校舎の建設など、県内トップクラスのICT環境の充実にも取り組んでいる。

また、今年度は鹿屋体育大学の施設を活用し、ソフトボール部やソフトテニス部など部活動生の体力測定や動作分析を行う、体育大学と連携した部活動強化にも取り組んでいる。さらに、キッズビジネスタウンやキッズチャレンジフェスタなど地域と密着した活動も積極的に実施している。

○体育大学への進学については、ここ数年、女子高から鹿屋体育大学へ進学した生徒はいないが、大隅半島の高校では、鹿屋高校や南大隅高校（自転車競技部）、尚志館高校からの進学実績があるところだ。

一般的に、大学への進学については、一般入試と推薦入試があり、鹿屋体育大学の一般入試は、学力検査に加え、実技試験が課されている。

また、推薦入試の要件は、例えば、スポーツ総合課程では、学力に加え、個人種目で全国大会ベスト16以上の競技成績を有する者、公式ランキング16位以上の競技成績を有する者など、全国レベルにおける好成績が必要となっている。

鹿屋体育大学への進学は、学業と競技成績の両方の要件を満たす必要があるが、進路選択については一人ひとりの生徒が自ら決定するものであることから、まずは、女子高の生徒へ、鹿屋体育大学の魅力を知ってもらうことが重要ではないかと考えている。

教育委員会としては、鹿屋体育大学の研究施設をはじめとする充実したスポーツ施設や、競技力向上等に向けた様々な研究プロジェクトなどの魅力を伝え、地元で環境の整った素晴らしい大学があることを鹿屋女子高の生徒が知ることにより、鹿屋体育大学で学びたい、鹿屋体育大学でスポーツの研究をしたいといった生徒が現れるよう取り組みを進めていく。

5-2	部活動指導員派遣推進事業について	議員名	岩松議員
【質問の要旨】			
○令和元年度に事業モデル地区としての事業成果と課題及び現在の事業実施の状況を示されたい。			
【答弁の要旨】			
○「部活動指導員派遣推進事業」は、指導経験のない教職員等にとって多大な負担を軽減するための働き方改革につながるとともに、部活動の質的な向上の効果を高めるための事業である。			
具体的には、専門的な技術指導はもとより、これまで教員しかできなかった大会等への引率や部活動の運営管理、生徒指導に係る対応等を行うことができる部活動指導員を学校に配置する制度として、令和元年度に県内で、鹿屋市と、始良市、奄美市の3市が、モデル地区に指定され、半年間実施された。			
本市においては、鹿屋東中学校に1名配置したが、その結果、生徒に対して専門的な技術指導がなされたこと、顧問の負担が減り、教材研究や事務作業、生徒と会話をする時間が増加するなど余裕を持って教育活動を行うことができた等の成果があった。			
一方、課題としては、毎日の部活動に参加し、専門的な指導のできる人材を確保することが難しいということ、また、本市には、中学校12校に合計100を超える部活動があり、これらの部活動に対して必要な人材を配置することは、さまざまな面で今後解決すべき難しいことがあると考えている。			
現在、文部科学省においては、令和5年度以降「休日の部活動の段階的な地域移行」、「合理的で効率的な部活動の推進」などの部活動改革を示しており、教育委員会としては、国や他市町の動向を注視し、しっかりと検証しつつ、本市の実態に即した部活動改革に向けて、検討を進めていく。			

6-1	教育行政について	議員名	西菌議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>○特別支援学級に在籍する児童生徒が増加し、実態が複雑化する中で、本市の現状と課題は何か。また、特別支援教育支援員数と今後の課題について示されたい。</p> <p>○特別支援学級教育課程に「自立活動を取り入れること。」ができるようになったが、その取組について示されたい。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>○特別支援学級に在籍する児童生徒は、令和元年度が360人、2年度が424人、3年度が489人、令和3年度本市の全児童生徒数に対する割合は、5.14%になる。また、本市において、特別支援学校への就学が望ましいとされた子どものうち、約1割が小学校の特別支援学級に就学している。</p> <p>特別支援学級に係る主な課題としては、特別支援学級を利用する児童生徒が増えてきていること、そして、その実態は多様化し、特別支援学校への就学が望ましいとされる児童生徒も一定程度在籍するようになってきていること、この2点が挙げられる。</p> <p>したがって、それらの課題に適切に対応できるように、研修を通して一人一人の教職員の力量を高めるとともに、一人一人の教育的ニーズに対し複数人の職員で対応できるよう、本市では、特別支援教育支援員を配置しているところです。</p> <p>現在、23の小・中学校に、40人の特別支援教育支援員を配置していますが、特別支援学級を利用する児童生徒数が増えてきていること、また、その実態も多様化してきていることから、教育委員会としては、今後も学校のニーズを丁寧に聞き取りながら、特別支援教育支援員の適正配置に努めていきたいと考えている。</p> <p>○次に、自立活動については、特別支援学級に在籍する児童生徒の多くは、障害等を背景にして、学習面や生活面に何らかの困難さを有している。</p> <p>自立活動は、このような一人一人の生活のしづらさ、学習のしづらさに対し、児童生徒が主体的に改善を図る学習活動であり、特別支援学級に在籍する児童生徒にとって、将来の自立を目指した大変重要な学習になる。</p> <p>例えば、矯正視力が0.1に満たない弱視の児童生徒は、ルーペなど、拡大鏡の使い方を学習し、また、自閉症等により、自分の要求を言葉で伝えることが難しい児童生徒は、絵カードを用いた他者とのやり取りの仕方を学習している。</p> <p>なお、このような自立活動の指導には、教職員高い専門性が必要となる。</p> <p>自立活動の指導は一人一人の自立を支援する極めて重要な教育活動であることから、教育委員会としては、指導に当たる教職員の専門性の向上が図れるよう、県の教育委員会、教育センターと連携し、研修内容の充実に取り組んでいきたいと考えている。</p>			

6-2	教育行政について	議員名	西菌議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>○全国の不登校の状況について発表されたが、本市の実態はどうなっているか。令和元年度、令和2年度の数と令和3年度の傾向を示してほしい。</p> <p>○不登校への対応としてコロナ禍の状況を踏まえて、特に取り組んでいることを示してほしい。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>○病気や事故等を除き年間30日以上欠席した、いわゆる不登校の児童生徒を小中学校の1000人当たりの人数で比較すると、令和元年度は、全国が18.8人、県が14.9人に対して、本市は、11.7人、令和2年度は、全国が20.5人、県が17.1人に対して本市は、12.0人となっており、国や県が大きく増加している中で、本市は0.3人の微増となっている。</p> <p>本年度は、10月末現在、109人で、1000人当たり、11.5人と昨年度の10月末とほぼ同数であり、例年、年度末までの間に若干増える傾向にある。</p> <p>不登校児童生徒数の増加の背景には、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況にあったことや学校生活において様々な制限がある</p>			

中で交友関係を築きにくいなど、登校する意欲がわきにくい状況にあったこと等もあって考えられている。

このようなことから、本市では、これまで不登校未然防止のため、思いやりのある学級集団づくりを目指して、構成的グループエンカウンターを実施しており、本年度はあらためて年度初めに講師を招いた研修会を実施した上で、通常の実施回数に加え、学期はじめの短時間の実践を行い、質の向上と量の確保に努めている。

また、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの行事などの実施を見送ったり、オンラインで行ったりしていたが、現在、可能な限り対面での実施や体験活動を行い、楽しい学校生活が送れるような工夫をしている。

一方、不登校の原因に関しては、人間関係や無気力、学業不振、家庭環境などが複合的に絡み合っている場合が多いことから、不登校の初期段階から、教職員だけでなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、マイフレンド相談員がチームとなって対応している。

市教育委員会としては、不登校の解決は、最重点課題の一つであると捉えており、児童相談所などの関係機関とも連携を図りながら、不登校児童生徒の復帰に向けた支援の充実を図るとともに、未然防止に全力で取り組んでいく。

7-1	教育行政について	議員名	児玉議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>○「ハイリー・センシティブ・チャイルド（HSC）」と呼ばれる人一倍繊細な特性を持つ子どもは5人に1人いるとされており、その特性が不登校の原因になっている可能性も指摘されている。学校教育におけるHSCへの理解と配慮が急務であると考えているが、どうか。</p> <p>○特性をもつ児童・生徒への理解や配慮など学校教育における支援の充実について示してほしい。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>○「ハイリー・センシティブ・チャイルド（HSC）」の児童・生徒について、各学校における人数等は把握していないが、音や皮膚など些細な刺激や変化に敏感であったり、物事を深く受け取ることによって行動を起こすのに時間がかかったりするなどの特性をもつ児童・生徒がいることは認識している。</p> <p>これらの児童・生徒には、集団生活の中でストレスや不安、疲労を感じやすいという特性もあり、不登校の原因となる可能性も考えられる。</p> <p>学校教育において、HSCなど様々な特性をもつ児童・生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに的確に応える支援を提供できるよう環境整備を行っていくことは、すべての児童・生徒の学校生活の過ごしやすさにもつながっていく。</p> <p>教育委員会としては、今後も、児童・生徒の成長や発達、HSCを含めた特性についての深い理解や専門的知識の習得など教職員一人一人の資質能力の向上を図るとともに、特別支援教育に係るコーディネーターや支援員を中心に学校が一体となって、児童・生徒一人一人の特性に応じた教育が充実するよう努めていく。</p>			

7-2	教育行政について	議員名	児玉議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>○鹿屋市では学習補助員を配置していないが、学習活動等について、学校応援団をはじめとした外部人材の活用状況を伺いたい。</p> <p>○学習補助員の必要性や今後の方向性について、教育委員会の見解を伺いたい。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>○児童生徒の学力向上や教員の負担軽減を進める上で、授業等における児童生徒への個に応じた学習支援や教職員への支援が大切であると考えている。</p> <p>そのため、本市においては、授業に集中できない児童生徒への声掛け、授業における担任の指導補助など学習活動上のサポートや衣服の着替え、排せつの手伝いなどの日常生活動作を</p>			

介助する特別支援教育支援員を23校40人配置している。

また、地域全体で学校教育活動を支援する「かのや学校応援団」において、令和2年度、小学校223回、中学校42回延べ991人の方が学習支援している。具体的には、国語科の俳句指導、社会科の平和学習指導や家庭科のミシン指導などがある。

さらに、児童生徒の体力や体育技術の向上のため、スポーツボランティアとして鹿屋体育大学の学生が、年間122時間、水泳や鉄棒運動、柔道などの授業において、模範演技や実技指導をしている。

他にも、『子供の頃から楽しく運動に親しむことで、運動習慣を身に付けてほしい』という願いから鹿屋体育大学で考案された5分間運動「エクシード」を市内小・中学校で教官が学生に実際指導しており、毎朝、取り組んでいる学校もあれば、運動会で披露した学校もある。学習支援以外にも、地域の方々を中心に登下校時の安全指導、農業体験等での活動補助、部活動支援など、年間2,651回、延べ7,383人の方々に協力いただいている。

児童生徒の学力向上や教職員の負担軽減という視点からも様々な方々に力を貸していただくことはとても大切であり、今後も学校応援団や地域ボランティアの方々に積極的な参加をお願いしたいと考えている。

市教育委員会としては、児童生徒や教職員へのサポートのため特別支援教育支援員を配置しているが、学校補助員の配置について、県や他市町村の状況を注視しながら、調査・研究を進めていきたい。

令和3年度学校教育実践発表会開催要項

1 ねらい

国際化、情報化等社会の進展の中で、確かな学力を中核とした生きる力を身につけさせるために、児童・生徒や地域の実態・特性に応じた学校力向上推進の取組状況等の発表を通して、学校及び教職員の実践の成果と課題を広く公開し、より一層の学校力向上を図る機会とする。

- 「未来を担う心豊かでたくましい子どもたちを育む学校教育の創造」に向けた取組の成果を各学校で共有することにより、各学校の経営及び教育活動の充実を図る。
- 「未来を担う心豊かでたくましい子どもたちを育む学校教育の創造」に向けた各事業の内容やその成果等について広く市民に公開する。

2 大会テーマ

「心豊かでたくましい子どもたちを育む学校教育の創造」を目指して

3 実施日時 令和4年2月2日(水) 13:30～16:30

4 会場 リナシティかのや 3階ホール

5 参加者

各学校教職員(管理職及び教員)、保護者(単P役員等)、学校運営協議会委員
市長・副市長、市議会議長・議員、教育委員、地域住民

6 日程

- | | |
|-------------|---|
| 13:30～13:50 | 受付 |
| 13:50～14:00 | オープニング(英語弁論発表) |
| 14:00～14:10 | 開会行事 開会のあいさつ(教育長) |
| 14:10～14:20 | 実践発表会趣旨説明(学校教育課長) |
| 14:20～16:10 | 実践発表 |
| | (1) 確かな学力の向上に向けた取組
鹿屋市立田崎小学校、鹿屋市立鹿屋小学校 |
| | (2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の取組
鹿屋市立吾平中学校、鹿屋市立西原小学校 |
| | (3) 開かれた学校づくりの取組
鹿屋市立東原小学校 |
| 16:10～16:20 | 講評 大隅教育事務所 原口指導課長 |
| 16:20～16:30 | 閉会行事 閉会の挨拶(教育次長) |

鹿屋市教育基本理念及び教育施策の方向性に基づいた実践発表

鹿屋市教育基本理念「未来を担う心豊かでたくましい人づくり」	
教育施策の方向性	発表内容
次代を生きぬく学力や資質を育む 教育の推進	1 教育の情報化推進の取組 令和3年度 ICT活用研究協力校 発表校：田崎小学校 発表者：情報教育担当教諭
	2 特別支援教育の推進 特別支援教育の実際 発表校：鹿屋小学校 発表者：校長
豊かな心と健やかな体を育む教育 の推進	1 県中学校武道等地域連携推進事業の取組（体大連携） 発表校：吾平中学校 発表者：体育主任
	2 R2 子どもの人権プロジェクト推進校 発表校：西原小学校【市指定 心の教育 R2～R4】 発表者：研修主任
信頼される学校づくりの推進	1 開かれた学校づくり 発表校：東原小学校（英語・図書館） 発表者：学校長

令和4年鹿屋市成人式実績報告

1 日時

令和4年1月4日(火) 14時30分～15時15分

※当初予定：14時30分～15時15分

2 場所

平和公園串良平和アリーナ

3 日程

受付 13:30～14:30

オープニングアトラクション 14:30～14:55

- (1) 鹿屋っ子クラブ挨拶
- (2) 和太鼓演奏(魂(こころ)保存会)
- (3) 記念制作映像「Story Of My Life」
- (4) 実行委員長あいさつ(休坂 理樹)

式典 14:55～15:30 (当初予定：14:55～15:15)

- (1) 開式のことば(小山 海斗)
- (2) 国歌静聴
- (3) 式辞(市長)
- (4) 祝辞(森山議員、花牟礼議長)
- (5) 記念品贈呈(市長→新成人代表(下濱 巧))
- (6) 新成人誓いのことば(金子 明華、下池 成大人)
- (7) 閉式のことば(小山 海斗)

4 対象者

平成13年4月2日～平成14年4月1日までに生まれた者

※令和3年10月1日現在で、市内に住所のある新成人は(外国人含む) 803人

5 式典参加者数 694人

(参考) ※事前申込者数：751人

※令和2年参加者：751人

6 その他

(1) 協力団体について

かのや和太鼓集団 魂保存会(オープニングアトラクション)

鹿屋っ子クラブ(運営補助)

フラワーセンター(生花プランター)

(2) 恩師メッセージ

市ホームページに掲載(15人分)

※掲載期間：令和4年1月4日～令和4年1月18日

(3) 録画配信

市ホームページで式典の録画を配信予定

※配信期間：令和4年1月11日～令和4年1月18日

令和3年度 鹿屋市人権問題講演会について

- 1 日 時 令和3年12月4日(土) 10:00~12:00
- 2 場 所 コミュニティセンター吾平振興会館
- 3 講 師 堀内 祐子 氏
演題『発達障がいの子とハッピーに暮らすヒント』
- 4 対象者 社会教育関係団体会員、学校・PTA 関係者、一般市民
- 5 参加者 346人
- 6 内 容
 - (1) 開場・受付 9:30~10:00
 - (2) 人権ポスター・標語コンクール表彰式 10:00~10:15
 - (3) 開会行事(教育長あいさつ) 10:15~10:20
 - (4) 講演会(質疑応答含む) 10:20~11:50
 - (5) 閉会 11:50~12:00

7 その他

人権ポスター・標語コンクール優秀作品展を、12月10日(金)まで市役所1階市民ホールで実施



当日は、会場にてポスター・標語コンクールの入賞作品の展示を行いました。



ポスター・標語コンクールの特選受賞者13人を表彰しました。



特別支援に関する問題について専門家の立場からお話をいただきました。

8 アンケート結果

- ・ 不登校になった子どもと接する時に、時々辛く感じる日々だったが、明るく前向きに子どもと向き合い、いいところを探して褒めてあげたいと思った。
- ・ 過保護と過干渉の狭間でいつも悩んでいる。今回、子育ての中でのヒントをいただくことができた。
- ・ 講話は実体験などを交え、退屈しなかったが、会場が寒かった。ファンヒーターやストーブ等があればいいと思った。